

デンマーク現地調査報告

出張期間：平成27年11月9日（月）～12日（木）

出張者：厚生労働省 2名

訪問先：Aarhus 県1施設、Ribe 県2施設

1 調査の目的

食品健康影響評価を踏まえ、その範囲内で輸入を解禁するため、デンマークと協議を行った対日輸出プログラムの実施可能性について、現地調査を行った。本調査においては、輸入条件を遵守することを前提に、デンマークからの30か月齢以下の牛由来の肉及び内臓について、月齢確認、出生国及び飼養国の確認、SRMの除去並びに分別管理について確認を行った。

2 調査結果

（1）月齢、出生国及び飼養国の確認：Central Husbandry Register（CHR）を用いるシステム

EUのトレーサビリティ制度に基づき、EU加盟国では、国記号（デンマークの場合は「DK」）と識別番号を用いて、1頭毎に個体管理している。この番号は、耳標に記載されており、この番号から、各個体の生年月日、出生国、飼養国、牛の種類、農場名などの情報を調べることができるシステム（CHRシステム）が構築されている。

このシステムを用いて、受入時には耳標をスキャンすることにより、月齢、出生国、飼養国が確認できるとともに、と畜後、と畜した旨を登録する。

（2）SRMの除去

口蓋扁桃及び回腸遠位部については、適切な方法で交差汚染防止策が図られた上で除去が行われ、カテゴリー2として廃棄されていた。舌扁桃については、除去されていなかったため、対日輸出用には除去が必要であると説明した。

（3）分別管理

とさつ直前に耳標をスキャンすることで、生年月日、出生国、飼養国等の情報がと体に紐付けされる。

対日輸出を行う際には、日本向けに輸出できるロットの枝肉かラベルをスキャンで確認し、部分肉処理を実施することで、その他の牛を区別する。

3 総括

デンマークより対日輸出する施設は、EC規則に基づくトレーサビリティシステムにより、個体識別番号での分別管理が可能である。

内臓肉については、30か月齢以下に由来するものについて、ラックにタグをつける等のロット管理を行うことで、対日輸出向けの分別管理が可能である。

調査結果から、対日輸出条件に適合した牛肉及び内臓の輸出が可能な状況であることが確認できた。